

杉並の 選挙だより

平成18・19年度 明るい選挙推進委員 話しあい指導員

が決定しました！



平成18年 4 月11日委嘱式

4 月11日、杉並区役所第 4 会議室において、杉並区明るい選挙推進委員及び話しあい指導員の委嘱式が開催されました。

新しく推進委員になられた23名の方を含む、計117名の方が委嘱されました。
(任期は二年間です。)

明るい選挙推進委員は、東京都及び杉並区の明るい選挙推進協議会から委嘱され、それぞれの地域において、明るく公正な選挙の実現のために日頃の話しあい活動を中心として、政治や選挙に関心を持つという日常的な声掛けをしています。(有権者の政治意識を高めること)

また選挙時には街頭啓発などの活動をしていただいています。
(きれいな選挙と有権者の投票総参加を呼びかけること)

話しあい指導員は、推進委員の方々に対し、話しあいに関する実際的な助言や技術的・専門的な指導をしたり、話しあい活動を実践する場で直接指導していただいています。

名簿は 4 ページに掲載してあります

平成18年度（第58回）明るい選挙啓発ポスター作品募集中です！

5月15日(月)から9月8日(金)まで、小・中・高校生を対象に明るい選挙を推し進めることを内容として、自由に表現していただく「明るく、楽しく、美しいポスター」を募集しています。

各学校、区立各児童館、文化・学習施設、コミュニティ施設、区役所内掲示板等に掲示したポスターや、広報すぎなみ・区公式ホームページにてご案内しております。

趣旨：私たちの生活を豊かで美しいものとするには、政治を立派なものにしなければなりません。そして、きれいな政治が行われるには、明るい選挙が行われなければなりません。そこで、心身ともに清く正しい全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙をおしすすめるうえに役立つ、独創的で印象深いイメージのポスターをかいてもらいたいです。

(都道府県選挙管理委員会連合会 募集要項 抜粋)

- 【内 容】 明るい選挙を推し進めることを内容に、自由に表現してください。
- 【応募資格】 小学校児童、中学校・高等学校の生徒
- 【締 切 日】 9月8日（必着）までに杉並区選挙管理委員会事務局（区役所西棟8階）へ郵送または持参してください。
- 【画 材】 四ッ切または八ッ切の画用紙
作品の裏に学校名・学年・名前（ふりがな）を必ず記入してください。

今後どんな選挙があるの？

杉並区で今後予定されている選挙の種類は次のとおりです。

種 類	任期満了日	定 数
東京都知事	平成19年4月22日	1名
杉並区長	平成19年4月26日	1名
杉並区議会議員	平成19年4月30日	48名
参議院議員 ※選挙区選出は候補者個人に、 比例代表選出は候補者個人又 は、政党等に投票します。	平成19年7月28日	選挙区選出・東京都全体で 10名 (全国146名) 比例代表選出96名
東京都議会議員	平成21年7月22日	杉並区6名・(東京都127名)
衆議院議員 ※小選挙区選出は候補者個人に、 比例代表選出は政党等に投票 します。	平成21年9月10日	小選挙区選出・各選挙区 ごとに1名 (全国300名) 比例代表選出・東京都全体 で17名 (全国180名)

寄附の禁止について

東京都と区市町村との連携により実施している事業のひとつとして、夏季、年末年始の年2回に寄附禁止強化期間を設けております。来年4月には統一地方選挙を控えております。そこで寄附の禁止をわかりやすくご理解いただくためのQ&Aです。



寄附とは・・・？

【公職選挙法第179条第2項】

「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

1 政治家の寄附禁止関係

- Q 1 政治家が、町内のお祭りに寄附したり、各種の会合にお酒を差し入れると処罰されることになるのですか。
- A 処罰されます。なお、処罰されると公民権（選挙権・被選挙権）停止の対象となります。
- Q 2 政治家の秘書や配偶者などの親族が葬式に代理出席して、政治家の香典を相手側（選挙区内にある者）に出すことができますか。
- A 政治家本人が自ら出席し、その場において出すことになりませんので、処罰されます。
- Q 3 選挙区内において行う純粋な政治講習会で、政治家が昼食時に弁当を出すことはどうですか。また、お茶やお菓子を出してもよいでしょうか。
- A 弁当を出すことは罰則をもって禁止されますが、湯茶やこれに伴い通常用いられる程度の菓子を出しても差し支えありません。
- Q 4 町内会の役員が町内の人たち全員にお祭りの寄附を募る場合、町内の政治家に対しても寄附を求めることはできますか。
- A できません。この場合、政治家を威迫して寄附を求めた場合は処罰されます。なお、「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」をいうものと解されています。

2 時候のあいさつ状の禁止関係

- Q 1 答礼のため、印刷した暑中見舞いに政治家が署名したものを選挙区内の人に出すことはできますか。
- A 自筆によるものとは認められませんので、できません。
- Q 2 はがきで議会報告をする際、時候のあいさつ（例、暑中御見舞申し上げます。）を書くことも禁止されていますか。
- A はがきの内容が、議会報告書に時候のあいさつを付け加えた程度のものであれば、禁止される時候のあいさつ状には当たらないと考えられます。

【実務と研修のための明るい選挙推進の手引（第五次改訂版）より】

《平成18・19年度明るい選挙推進委員・話しあい指導員名簿》

地区名	氏名	住所(丁目)	地区名	氏名	住所(丁目)	地区名	氏名	住所(丁目)
方南和泉 (7名)	亀田 美智子	和泉4	阿佐谷 (6名)	阿部 勝利	阿佐谷南3	上井草 (7名)	伊藤 千代子	上井草4
	鴨下 隆義	和泉2		佐藤 久美子	阿佐谷北2		大西 弘子	善福寺3
	新戸 武久	方南2		世良 明美	阿佐谷南1		小美野 慎一	今川3
	手塚 忠昭	和泉4		玉野 文子	阿佐谷北3		柿澤 好治	西荻北4
	原田 秀夫	方南1		所 昴	阿佐谷北1		片岡 康子	上荻4
	宮川 肇	和泉1		富永 順子	阿佐谷北4		田中 宣子	今川2
	吉村 堯子	和泉1	河合 政子	天沼2	長土居 朋子		西荻北4	
下高永福 (9名)	安藤 五郎	浜田山4	天沼 (5名)	小松 重忠	本天沼1	宮前 (7名)	栗川 三千子	宮前4
	石澤 正子	下高井戸5		田口 忠男	天沼1		塩田 淳一	松庵3
	梯 敬	下高井戸2		立石 健秀	天沼2		進藤 恩利	松庵2
	軽邊 和子	下高井戸1		水野 長太郎	天沼3		中島 英吉	久我山5
	篠 政弘	浜田山3	成田 (7名)	稲垣 一枝	成田西2		緑川 登美	久我山3
	高橋 正子	下高井戸3		井上 啓輔	成田東4		村山 京子	久我山4
	竹本 加子	永福4		岩田 千恵子	成田東3		弓削田 庸恵	久我山3
	宮本 フク	浜田山1		兼氏 久仁子	成田東4	高井戸 (6名)	大橋 朝子	高井戸東1
	米田 芳子	永福3		高橋 アサ子	成田西3		小館 雅子	高井戸西1
和田 (4名)	岩船 守男	和田1	高橋 ツネ	成田東4	鈴木 百合子		上高井戸1	
	南城 宏存	和田3	三浦 とし江	荻窪3	松尾 和子		高井戸東3	
	山口 京子	和田2	荻窪 (7名)	香積 見一	西荻南4		本橋 享子	上高井戸3
	山本 清	和田3		倉持 雅代	荻窪5		渡辺 忠	高井戸西1
堀ノ内 松ノ木 (7名)	石川 淳夫	堀ノ内3		坂口 良夫	荻窪4	公募 (18名)	阿部 晃子	阿佐谷南2
	江口 幸子	梅里1		佐藤 直文	南荻窪2		泉 龍英	梅里2
	加藤 勇	梅里2		鈴木 壽美	南荻窪2		植村 俊次郎	永福1
	五本木 徳治	大宮1		千葉 八千代	荻窪2		梅村 充美	本天沼2
	竹内 達雄	堀ノ内2		増澤 尚子	南荻窪3		鍛冶 道春	本天沼2
	恒田 嘉夫	松ノ木3	上荻窪 (3名)	奥野 俱養	上荻3		上池 昌男	本天沼3
	向笠 美加子	堀ノ内1		齋藤 久子	上荻2		倉林 政雄	高井戸東3
高円寺 中央 (3名)	石田 國夫	高円寺南1		萩原 ヨシ子	西荻北2		齊藤 軍司	大宮2
	清水 清	高円寺南2	清沓中通 (4名)	嘉納 恵美子	今川1		佐藤 ミツル	梅里2
	福島 昂一	高円寺南5		真壁 和子	桃井1		田村 碩子	高円寺南2
高円寺北 (5名)	浅田 隆	高円寺北2		宮坂 弘子	清水2		刀瀬 勇巳	天沼3
	大河原 章雄	高円寺北1		米倉 ふよ子	清水1		松田 朱代	西荻北5
	正路 裕己子	高円寺北4	下井草 (5名)	小澤 俊雄	上井草1		松沼 徳	本天沼3
	山森 平和	高円寺北2		木村 恭子	下井草4		松本 嘉基	梅里1
	横溝 利之	高円寺北3		近藤 榮	井草3		望月 晴之	下井草4
馬橋 (5名)	秋山 とよ	高円寺南3		福田 榮子	井草1		矢嶋 一男	方南1
	坂下 恭二	高円寺南3		村上 辰枝	井草5		矢島 直子	高円寺南4
	谷 久子	高円寺南3			渡辺 清		下高井戸3	
	豊田 増三郎	阿佐谷南1						
山北 徹	梅里2							

(以上115名)

《話しあい指導員》

氏名	住所(丁目)
河合 かず子	和泉4
寺田 かつ子	上井草3

(以上2名)